

法 第 2772 号
令和5年 10 月 11 日

公益財団法人ひょうごコミュニティ財団
代表理事 西河 紀男 様
代表理事 實吉 威 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第1号イ(1)に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和5年10月11日から令和10年10月10日まで